

令和5年5月
令和5年第2回栃木市議会臨時会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 1 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 5 1 号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市税条例の一部を改正する条例の制定）	3
議案第 5 2 号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定）	11
議案第 5 3 号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）	16
議案第 5 4 号	令和 5 年度栃木市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 5 5 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（田中健一氏）	20
議案第 5 6 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（渡邊昭男氏）	21
議案第 5 7 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（生澤良一氏）	22

報告第1号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年5月9日提出

栃木市長 大川 秀子

専決第 4号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年4月20日

栃木市長 大川 秀子

令和5年2月15日、栃木市菌部町2丁目地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

株式会社神原工業

2 損害賠償の額

29,568円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

市長の専決処分事項の承認について

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第1号

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

栃木市長 大川 秀子

栃木市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第21号

栃木市税条例の一部を改正する条例

栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第46条中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26

項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第19項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第21項中「附則第64条」を「附則第15条の9の3第1項」に改める。

附則第10条の3第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2を附則第15条の2とし、附則第15条の2の3を附則第15条の2の2とし、附則第15条の2の4を附則第15条の2の3とする。

附則第15条の3の2第1項中「附則第15条の2の4」を「附則第15条の2の3」に改める。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令

和 2 年 4 月 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日」に、「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 3 0 条第 7 項」を「附則第 3 0 条第 3 項」に、「3 輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 3 0 条第 8 項」を「附則第 3 0 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 1 6 条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の栃木市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例

による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の栃木市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

市長の専決処分事項の承認について

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和5年5月9日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専
決処分書

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専
決処分する。

令和5年3月31日

栃木市長 大川 秀子

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第22号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

栃木市都市計画税条例（平成22年栃木市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第20項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の栃木市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第20項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

市長の専決処分事項の承認について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和5年5月9日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

栃木市長 大川 秀子

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第23号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第18項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同条中」を「同条第1項中」に改める。

附則第19項、第20項、第22項から第25項まで、第28項及び第29項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年5月9日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大宮町973番地1

氏 名 田中 健一

生年月日 昭和30年2月23日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年5月9日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市都賀町木883番地

氏 名 渡邊 昭男

生年月日 昭和30年8月2日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年5月9日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大平町上高島485番地

氏 名 生澤 良一

生年月日 昭和31年6月27日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

